

-YAMAGATA LABOUR BUREAU-



報道発表資料

令和4年10月19日(水)

【照会先】

山形労働局労働基準部監督課

監督課長 松岡隆夫主任監察官 阿部晃

電 話 023-624-8222 FAX 023-624-8345

報道関係者 各位

「働き方改革」に向けた取組に関する要請

~労働局長が労使団体を訪問して要請します~

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過重労働解消を始めとする働き方改革に向けたキャンペーンなどの取組を行います。

この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について 国民の自覚を促し、関心と理解を深めていただくため、毎年11月に実施しています。

「過重労働解消キャンペーン」の取組の一つとして、山形労働局では、下記のとおり労使団体を労働局長が訪問し、直接要請を行います。また、改正労働基準法により一昨年4月から中小企業に対して時間外労働の上限規制が適用されていることから、大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止について要請することとしています。

◎一般社団法人山形県経営者協会

要請日時: 令和4年10月24日(月)10時30分~場 所: 山形市香澄町3-2-1 山交ビル8階

◎日本労働組合総連合会山形県連合会

要請日時: 令和4年10月24日(月)11時30分~場 所: 山形市木の実町12-37 大手門パルズ内

※ このほか約200の団体について、要請書を郵送しています。

「過労死等」とは・・・ 業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

また、11月5日(土)に全国一斉の**「過重労働解消相談ダイヤル」**を設置し、労働局の担当官 が過重労働や賃金不払残業の解消のための相談に応じます。

「過重労働解消相談ダイヤル」

全国一斉対応日時:**令和4年11月5日(土)9:00~17:00**

なくしましょう 長い残業

フリーダイヤル: **0 1 2 0 - 7 9 4 - 7 1 3**

- ・全国どこからでも、携帯電話やPHSからも無料で利用可能
- ・ 匿名での相談も可能